

なつやす せいかつ 夏休みの生活について ~楽しく有意義な夏休みにするために~

四日市市立三重西小学校

約40日にわたる夏休みは、子どもたちが自分のやりたいことに思う存分取り組むことができ、個性を伸ばすよい機会だと思います。また、家庭中心の生活の中で、家族のふれあいを十分にとることで、家族の一員としての自覚が高められるときでもあります。

そこで、長期にわたる休業を漫然と過ごしてしまったり、事故や被害に遭ったりしないよう、本年度も学校では次のようなことを指導します。

子どもたちにとって、安全で有意義な夏休みとなるよう、ご家庭でも話題に取り上げていただくとともに、お子さんの生活に関して、ご指導の程よろしくお願ひします。

なつやす せいかつしどう 夏休みの生活指導

1. 学習

- (1) 内容 課題・復習のほか、夏休みだからこそできる研究・制作に取り組む。
- (2) 時間 午前中に学習時間を設定する。朝10時までは友達を遊びに誘わない。

2. 健康

- (1) 規則正しい生活 「早寝・早起き・朝ごはん」を心がける。
- (2) 食事 暴飲暴食に留意する。特に冷たいものに気をつける。
- (3) 病気の治療 歯・目・耳等の病気の治療をする。
- (4) 衛生 手洗い・うがいをしっかりとする。
- (5) 熱中症予防 帽子着用、こまめな水分補給などを心がける。



3. 仕事（家族の一員として）

- (1) 自分の仕事 夏休み用に家事の一つを担い、決まった仕事を毎日する。

4. 交通安全

- (1) 飛び出し 絶対に飛び出しをしない。左右を十分確認してから道路を横断する。
- (2) 自転車 手放し運転、並走、二人乗り、無灯火運転等危険な乗り方は絶対にしない。
ヘルメットをかぶる。



5. 遊び

- (1) 金銭所持 お金を持って遊びに出ない。友達との遊びの中で買い物をしてない。
- (2) 危険な場所 「ここはあぶない」の立て札のところには立ち入らない。
- (3) 花火 子どもだけでしない。ごみ等、後始末をきちんとする。
爆竹・クラッカーなど爆発性の花火の使用は禁止。

- (4) 危険な遊具 エアーガンなど、けがをさせるおそれのある玩具では遊ばない。
有害玩具(※)を買わせない・持たせない。
- (5) 道路 どんな遊びであれ、公道では遊ばない。

6. 非行防止・被害防止

- (1) 外出 ①「だれと、どこへ、何をしに、何時に帰る」を家の人に伝えてから出かける。
② 帰宅時刻(午後6時)を守る。
③ 知らない人に声をかけられてもついていかない。
④ できる限り複数で行動し、人通りの少ない場所を避ける。
⑤ 子どもだけで校区外へ行かない。
5・6年生は、学習や家の都合で校区外に出る場合は、保護者の許可があればOK。
- (2) 金銭の取り扱い 無駄遣い、金銭のやりとり・貸し借りはしない。
- (3) 映画・催し物 責任者の同伴が望ましい。夜間は必ず同伴者と入場すること。
- (4) ゲームセンター(コーナー) 子どもだけで行かない。保護者または責任者が同伴していること。
午後6時以降は、保護者同伴でなければ入場できない。
- (5) カラオケ・ボーリング カラオケボックス・ボーリング場・マンガ喫茶等
子どもだけで行かない。責任者がその場に居合わせること。
- (6) インターネット・携帯電話 他人に迷惑をかけたり犯罪に巻き込まれたりしないように気をつける。
使用についての約束を家庭で決める。
保護者は児童の使用する端末にフィルタリング機能を設定する義務があります。
- (7) 不審なことがあったら
すぐに近くの人に助けをもとめる。
警察(三重交番 332-8214 南警察署 355-0110 北警察署 366-0110)に連絡する。

7. その他

- (1) 「責任者」とは、20歳以上の大人で、保護者の認めた人です。
- (2) 事故や不幸がありましたら、学校(333-0269)にお知らせください。

※有害玩具とは

「有害玩具」とは、圧縮空気、圧縮ガス、バネ、ゴムその他の反動を利用し、弾丸、矢、その他これに類するものを発射させる玩具類で、規則で定める機能を有するもの、(中略)と三重県青少年健全育成条例第14条第2項に規定されています。

また、14条第1項には「刃物類及び玩具類の形状、構造、機能等が人体に危害を及ぼすおそれがあり、(中略)、犯罪を誘発助長するおそれがあるため当該刃物又は玩具類を有害な刃物類又は玩具類として、知事は指定することができる」と規定されています。

なお、玩具に記載されている対象年齢とは、使用できる年齢を意味するもので、たとえ「〇歳以上対象」と書かれていても三重県では有害玩具とみなしているため、児童・生徒は使用できません。